

## コムシティ再生のあり方検討会 開催要綱

### (目的)

第1条 本市が取得するコムシティ商業床等について、再生を推進していく上での参考とするため、幅広く意見を聴取することを目的に、コムシティ再生のあり方検討会(以下「検討会」という。)を開催するもの。

### (検討事項)

第2条 検討会では次の事項を協議する

- (1) コムシティの役割、位置づけに関する事
- (2) 望ましい再生のあり方に関する事
- (3) 再生イメージに関する事
- (4) その他、コムシティの再生に関する事

### (委員構成)

第3条 委員は、次の中から市長が選任する。

- (1) 都市計画や経営などの専門的な知識や経験を有する学識経験者
  - (2) 黒崎や八幡西区でまちづくりに携わる地元団体の代表者
  - (3) 市内で活動する関係団体の代表者
- 2 任期は、平成23年10月末までとする。

### (運営)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、検討会を招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の公開等)

第5条 会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
  - (2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、建築都市局都心・副都心開発室で処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

### 付則

1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。